

国立大学の授業料について口座振替ができる金融機関を増やしてほしい（回答）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

総務省北海道管区行政評価局（局長：杉山 茂^{すぎやましげる}）は、行政相談を端緒に、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根理之^{そね まさゆき}）に諮り、「口座振替ができる金融機関を地元金融機関に限定している現状は、保護者（学費負担者）には不便であり、利便性を考慮して、口座振替ができる金融機関を増やすべき」などの意見を踏まえて、平成 24 年 12 月 25 日、旭川医科大学、北海道教育大学及び小樽商科大学に対し改善をあっせんしました。

当局のあっせんに対し、平成 25 年 1 月 25 日までに、3 大学が講じた措置について回答を受領しました。

【行政相談の要旨】

息子が他府県から北海道にある国立大学法人 A 大学に入学したが、同大学では口座振替により授業料を納付することになっていた。そこで、ゆうちょ銀行から口座振替をしようとしたが、同大学では、ゆうちょ銀行からの口座振替は取り扱っておらず、取扱金融機関は同大学が指定した 1 行のみとなっていたため、やむを得ず指定された金融機関で口座を開設し、振替を行った。

しかし、他府県からの入学者のほとんどは、同大学側が指定する地元銀行の口座を持っていないと考えられ、それらの者に新たに当該銀行への口座開設を求めるのは不親切である。

ゆうちょ銀行であれば、全国のどこの市町村にもあり、便利なことから、国立大学は、授業料の口座振替にゆうちょ銀行を利用できるようにしてほしい。

【あっせん要旨】

収納代行業者の活用を含め、現在口座振替が可能な地元金融機関以外に、全国に窓口のある金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）について、授業料の口座振替の取扱いを行う措置を講じることを検討すること。



【回答要旨】

- 学生の出身地及び道内他大学の状況を踏まえ、平成 25 年度から全ての金融機関に対応できるようにする。
(旭川医科大学、北海道教育大学)
- 平成 25 年度からゆうちょ銀行からの授業料の口座振替を可能とする。
(小樽商科大学)

北海道管区行政評価局首席行政相談官： 高木 良一^{たかぎ りょういち}

電話：011-709-1803（直通） FAX：011-709-1842 電子メール：hkd32@soumu.go.jp